

上関町人権施策推進指針

(案)

～町民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かなまち かみのせき～

令和8年（2026年）月

上 関 町

目 次

第1章 指針の趣旨と性格	1
1 指針の趣旨	1
2 指針の性格	1
第2章 人権をめぐる状況と課題	2
1 国連の取組	2
2 国内の動向	2
3 山口県の取組	3
4 本町の取組	4
5 指針の位置づけ	5
第3章 基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 キーワード	6
第4章 施策の推進	8
1 人権を尊重した行政の推進	8
2 人権教育及び人権啓発の推進	8
3 相談・支援体制の充実	10
第5章 分野別施策の推進	12
男女共同参画に関する問題	13
子どもの問題	15
高齢者問題	18
障がい者問題	21
部落差別（同和問題）	24
外国人問題	26
罪や非行を犯した人の問題	28
犯罪被害者と家族の問題	29
環境問題	31
インターネットにおける問題	32

プライバシーの保護	35
拉致問題	36
インフォームド・コンセントの推進	37
感染症の問題	38
ハンセン病問題	40
性の多様性に関する問題	42
第6章 推進体制	44
1 推進体制の充実強化	44
2 国・県及び関係機関等との連携	44
3 相談・支援体制の充実	45
参考資料	
1 用語解説	46
2 関係法令等	54
世界人権宣言	54
日本国憲法（抄）	61
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	64
上関町人権施策推進審議会条例	66

第1章 指針の趣旨と性格

1 指針の趣旨

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されない基本的な権利であり、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができないものです。

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法（昭和22年（1947年）5月3日施行）のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備が推進されていますが、近年においては少子高齢化や情報化の進展等といった様々な社会の変化により、人権に対する課題が新たに生じており、多様化・複雑化しております。

こうした社会情勢や国・県の動向、これまでの本町の取組、令和5年に実施した「人権に関する意識調査」の結果等を踏まえ、人権尊重意識のさらなる高揚が不可欠と考え、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的に推進し、「～町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち かみのせき～」の実現を目指し、「上関町人権推進指針」を令和8年（2026年）月に策定しました。

2 指針の性格

この指針は、本町の総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針とし、「上関町総合計画」に基づく施策の推進に当たっては、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし、次のような役割をもちます。

- (1) 町民の人権を尊重した行政を推進するとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- (2) 町民、団体、事業所等に対しては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な活動を開拓することを期待します。

第2章 人権をめぐる状況と課題

1 国連の取組

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、昭和20年（1945年）に、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回総会で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重を謳った「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。

その後、世界人権宣言を実効あるものとするために、「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、「障害者の権利に関する条約」など多数の人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

平成23年（2011年）には、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、また、平成27年（2015年）9月には、すべての人々の人権が尊重される世界などをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。

2 国内の動向

我が国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。

平成8年（1996年）12月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に

関する審議が行われ、二つの答申が提出されました。一つは、平成11年（1999年）7月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、一つは、平成13年（2001年）5月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

また、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。さらに、平成14年（2002年）3月には、本法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。

なお、平成28年（2016年）12月には、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が、令和2年（2020年）10月には、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

3 山口県の取組

山口県においては、平成14年（2002年）に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針となる「山口県人権推進指針」が策定されました。

その後、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢等の変化に対応するため、平成19年（2007年）、平成24年（2012年）、令和6年（2024年）に改定されました。

この県の指針では、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「自由（じゅう）」・「平等（びょうどう）」・「生命（いのち）」の3つのキーワードをもとに、人権に関する諸施策を総合

的に推進することとしています。

4 本町の取組

本町では平成21年（2009年）に、上関町の将来像「あたたかく、いきいきと、のびやかに、うるおいのある町」の実現をめざし、「山口県人権推進指針」の趣旨に基づき、人権施策の推進について協議するため、平成22年（2010年）に「上関町人権施策推進協議会」を設置しました。

また、同年に町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな上関町の実現をめざし、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じた人権教育の推進について協議するため、「上関町人権教育推進協議会」を設置しました。

また、人権諸施策の推進等の参考に資するため、令和6年（2024年）には「人権に関する意識調査」を実施しました。「人権が侵害された経験がある」と回答した人の割合は52.8%となっており、「名誉毀損、侮辱」がその中でも約4割を占め、続いて「地域や職場などの仲間はずれ（他人からの悪口、かけ口など）」、「差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不当な扱い）」など、さまざまな人権問題が依然として地域社会に存在していることが分かります。

また、近年では、意図的な差別や認識不足による結果的な差別のほか、虐待、いじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの人権侵害が発生しています。

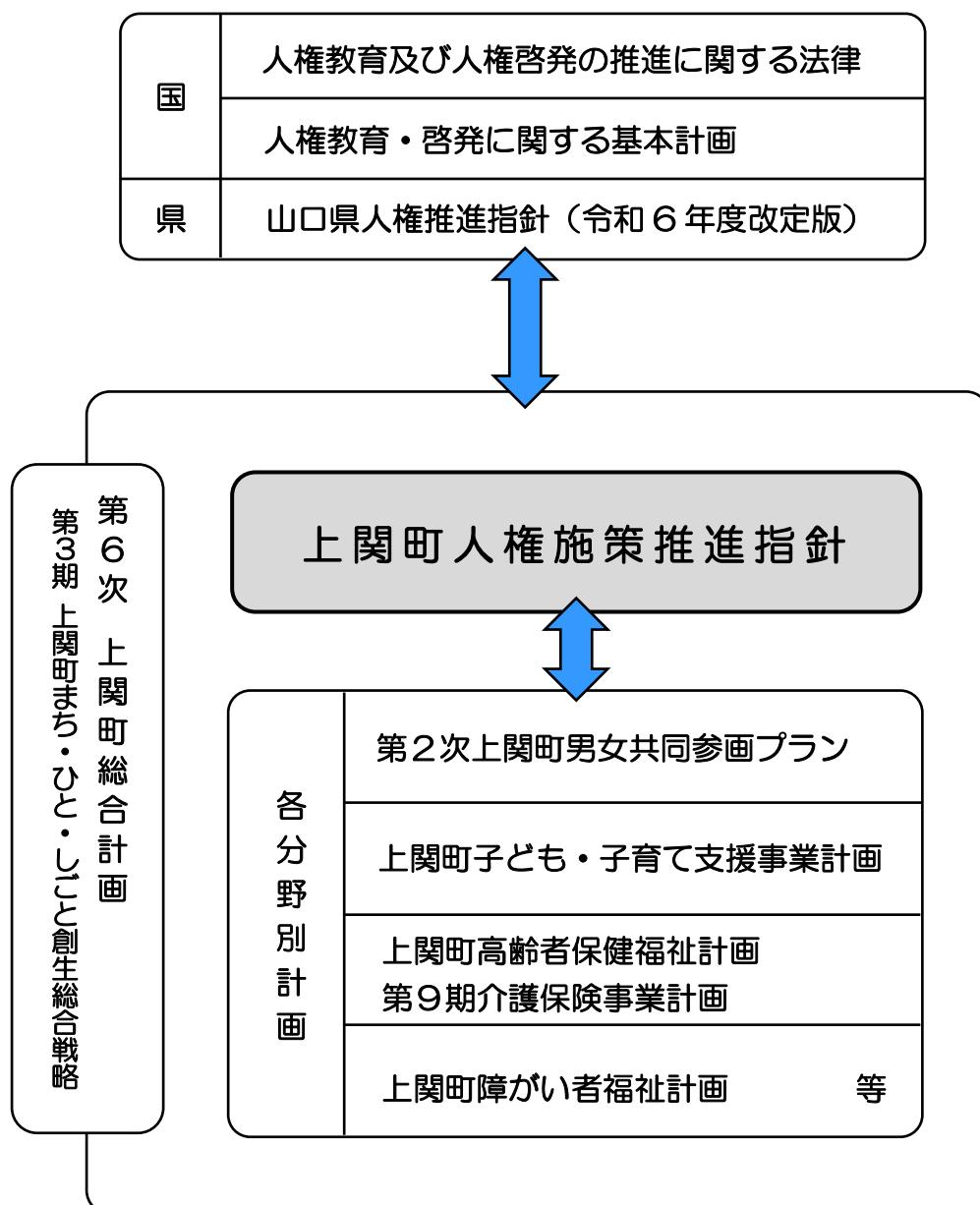
特にインターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信が新たな社会問題となっています。

こういったことから、この度の「上関町人権推進指針」を策定することとし、令和7年（2025年）7月に「上関町人権施策推進審議会」を新たに設置し、人権尊重意識のさらなる高揚が不可欠と考え、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的に推進し、「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな

まち「かみのせき」の実現を目指します。

5 指針の位置づけ

本指針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原理を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいており、町が策定する各分野別計画に人権尊重理念を浸透させる役割を担っています。



第3章 基本的な考え方

1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての町民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分的人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち かみのせき」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

基　本　理　念

町民一人ひとりの人権が尊重された

心豊かなまち かみのせき

2 キーワード

この基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、「じゅう」（自由）、「びょうど」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

じゆう（自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします

このため

町民一人ひとりが 自由にものごとを考え 自由の意義を理解し 自ら決定していくことが大切となります

びょうどう（平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします

このため

町民一人ひとりが 平等に権利を有していることを理解し お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります

いのち（生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします

このため

町民一人ひとりが かけがえのない命を大切にし 安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります

第4章 施策の推進

1 人権を尊重した行政の推進

「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち かみのせき」の実現に向け、諸施策を総合的、計画的に推進します。

- (1) 町政の運営に当たっては、町民の人権を尊重するという視点に基づいて行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚を高める職員研修を充実します。

2 人権教育及び人権啓発の推進

本町では、これまでさまざまな人権問題に対する正しい理解と人権を尊重するための教育・啓発活動を推進してきましたが、今後も引き続きこれまでの取組を踏まえ、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。

これまで、本町では学校をはじめ、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を進めてきました。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の

意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ② 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。
- ③ 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、県と連携を図り、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するよう支援します。
- ② 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

ウ 家庭教育への支援

適正な情報の提供、相談体制の整備など家庭教育への支援に努めます。

- ① 学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ② 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 人権啓発の推進

町民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、さまざまな人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、町民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 人権尊重の理念についての理解が深まるよう啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

① さまざまな人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。

② 町広報紙、ホームページ、SNS等の広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。

③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 町民の自主的な人権学習の取組を促進するため、学習活動のための必要な情報の提供等に努めます。

ウ 町民の理解と共感が得られる啓発内容や啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、個別の課題を中心とした対応になりがちで相談機関相互の連携も必要となります。

このため、人権救済機関等の相談機関相互のネットワーク化、相談窓口体制の充実など人権の救済に向けた体制づくりを推進します。

（1）相談体制の充実

ア 行政機関及び人権擁護委員による相談支援体制の充実を図ります。

イ 「子どもの人権110番」、「みんなの人権110番」、「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」、「DVホットライン」等の専用電話による相談体制の周知連携を図ります。

ウ 社会福祉施設等の利用者に対する相談機能を充実します。

エ 子どもたちの学校内や日常生活における悩みごとに対して、子どもたちへのアンケートや教育相談のほか、人権擁護委員の「子どもの人権SOSミニレター」による相談支援体制の整備を図ります。

オ 全国一斉「人権擁護委員の日」における相談支援体制の充実を図ります。

カ 町広報誌やホームページ等のさまざまな広報媒体を通じ、山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等の相談窓口機関等に関する情報の提供を推進します。

キ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(2) 相談者等への支援の推進

ア 平成13年(2001年)5月の人権擁護推進審議会答申に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図ります。

イ 山口県男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、児童相談所の一時保護、成年後見制度の利用促進、障がい者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携を図ります。

第5章 分野別施策の推進

「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」に基づき、本町の実情を踏まえながら、各分野の所管部署と連携して人権施策を計画的に推進します。

男女共同参画に関する問題	13
子どもの問題	15
高齢者問題	18
障がい者問題	21
部落差別（同和問題）	24
外国人問題	26
罪や非行を犯した人の問題	28
犯罪被害者と家族の問題	29
環境問題	31
インターネットにおける問題	32
プライバシーの保護	35
拉致問題	36
インフォームド・コンセントの推進	37
感染症の問題	38
ハンセン病問題	40
性の多様性に関する問題	42

男女共同参画に関する問題

1 現状と課題

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組が進められました。我が国においても「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、さらには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、法制面での整備が行われてきました。

また、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」、令和 2 年（2020 年）に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

本町では、平成 22 年（2010 年）に「第 1 次上関町男女共同参画計画」を策定し、平成 28 年（2016 年）に「第 2 次上関町男女共同参画計画」、令和 2 年（2020 年）に第 3 次改定にあたる「第 1 次上関町男女共同参画プラン」を策定し、様々な分野において男女共同参画社会の実現に向けた計画の推進に県、関係機関・団体等と連携して取り組んできました。

令和 7 年（2025 年）には、「第 2 次上関町男女共同参画プラン」を改定し、基本理念を「男女が共に考え 共に尊重し 共に支え合いながら生きるまちづくり」を掲げ、3 つの基本目標と 8 つの重点項目を定め、一人ひとりが社会の対等な構成員として、認め合い、尊重し合いながら、様々な分野において個性や能力を発揮できる男女共同社会の実現をめざしています。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家事」など）をおしつけられること」と回答した人の割合が44.4%と最も高く、「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせ、SNS上の個人情報の暴露・さらし行為」（30.6%）、「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」、「家庭内における配偶者に対する暴力（酒に酔ってなぐるなど）」（29.2%）が続いている。

2 基本方針

男女が社会の一員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、お互いの個性と能力を十分に發揮することができる「男女共同参画社会の実現」に向けて、各種施策を計画的に推進します。

（1）男女が共に活躍できる地域社会づくり

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、女性の活躍を推進するとともに、男女が能力を十分に発揮できる職場環境づくりや仕事と生活の調和の実現に向け取り組むことで、男女が共に活躍できる地域社会づくりの実現を目指します。

（2）男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、講座や啓発などの充実を図り、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革を進めます。

（3）男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力など男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、生涯を通じた健康支援、また、ひとり親家庭、高齢者、障者等への支援に取り組むことで、男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくりの実現を目指します。

子　ど　も　の　問　題

1 現状と課題

少子化の進行、家族形態の変化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、インターネットやスマートフォンの普及により、近年子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会変化の中で児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、貧困、ヤングケアラー等の子どもの人権に関する問題は複雑化・深刻化しています。

昭和22年(1947年)に「児童福祉法」が施行され、昭和26年(1951年)には「児童憲章」が定められ、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されました。

また、平成元年(1989年)に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利行使する主体者としても位置付けられています。

平成11年(1999年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)の制定、さらに、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行されました。

近年では、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」(いじめ対策法)、平成26年(2014年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)、平成27年(2015年)に「子ども・子育て支援法」が施行されるなど、子どもの人権を守るためにさまざまな法律が整備されました。

本町では、平成27年(2015年)に「上関町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念として、すべての住民が全員参加で子育てに取り組み、また子育てを通して親も育っていく地域づくりを進めてきました。令和7年(2025年)に第3期の事業計画を策定し、【子どもと子育て家庭が、「上関町で育って良かった！」と思えるまちづくりを目指します。】を基本理念

に、さらなる充実を図っています。

相談・支援体制を充実するとともに家庭・学校・地域・企業・行政がそれぞれ役割を分担し、緊密な連携を取りながら、協働して取り組むことが大切です。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「大人（保護者）が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」、「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせ、SNS上の個人情報の暴露・さらし行為」と回答した人の割合が37.5%と最も高く、次いで「子どもの間でいじめが行われていること」（29.2%）となっています。

2 基本方針

子どもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一員であると同時に、社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在となります。

子どもは、親をはじめとする大人の保護のもとで成長しますが、ひとりの人間であり大人と同じ人格をもつ存在として、その人権が尊重されなければなりません。

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の啓発に努め、子どもの権利を大切にする取組を充実します。

また、虐待防止やいじめ対策のため、関係機関等と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めるほか、いじめに対する相談体制の充実を図ります。

（1）子どもの権利を大切にする取組の充実

子どもの権利擁護を推進するため、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の趣旨について普及啓発を行うほか、人権学習の実施などに取組みます。

(2) 虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策を充実するため、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の運営を通して連携を強化し、虐待の予防や早期発見、早期対応に努めます。また、家庭児童相談室、やまぐち子育て福祉総合センター、やまぐち母子健康サポートセンター、教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等による相談体制を充実し、虐待の未然防止を図るとともに、オレンジリボンキャンペーンを推奨し、虐待防止について周知を図ります。

(3) いじめ対策の充実

「上関町いじめ根絶アピール」及び「上関町いじめ防止基本方針」は、いじめの『未然防止』『早期発見』『早期対応』『重大事態への対応』の視点から、いじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進するために策定しています。いじめに対する相談体制を充実するため、各校の教育相談担当を中心に教育相談などの充実を図ります。

(4) 子どもの生活・学習の支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもに対する学習支援や居場所づくり等、必要な支援を行います。

(5) 子どもの立場の尊重

教職員の子どもに対するハラスメントや体罰を含む不適切な言動の根絶に努めるとともに、子どもが安全な学校生活を送れるよう、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。また、家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます。

高齢者問題

1 現状と課題

平成12年(2000年)には「介護保険制度」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。

疾病や障がいにより長期にわたって介護を必要とする人々には、自分の意思が尊重されるような介護サービスが提供されなければなりません。

家庭、地域や施設において高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」、暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により精神的に追い詰められる「心理的虐待」、資産を勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」など、高齢者に関するさまざまな人権侵害を防止するため、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの基盤強化をはじめ、社会的な支援システムの整備・充実を図ることが必要です。

こうした高齢者施策を計画的に推進し、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、県では、令和6年(2024年)に「やまぐち高齢者プラン」が策定されました。

本町では、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとし、「地域包括ケア計画」として令和3年(2021年)に「上関町高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が地域で自立した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

しかしながら、超高齢社会を迎える、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等も増加が見込まれます。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権に

についての意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともにできる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援体制や環境づくりが求められます。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」と回答した人の割合が47.2%と最も高く、次いで「認知症について社会の理解が不十分であること」（37.5%）となっています。

2 基本方針

令和6年3月策定の「上関町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」においては、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現をめざし、「高齢者が、自分らしく輝くまち」を基本方針とします。

高齢者人口の増加が見込まれる中、認知症高齢者等の増加や一人暮らし高齢者の増加による成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への早期対応への取組を推進します。

（1）「成年後見制度」の利用支援

判断能力が不十分な認知症高齢者等が成年後見制度を利用できるよう広く普及啓発を行うとともに、身寄り等がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者等を対象に、本人の代理として財産管理や身上監護等の成年後見制度の手続きの支援を行います。

（2）権利擁護にかかる体制整備

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて、関係機関と連携を図りながら検討していきます。

(3) 高齢者虐待の未然防止と早期対応

高齢者虐待防止に関する相談・通報窓口として地域包括支援センターを位置づけ、高齢者虐待に関する早期発見・早期対応を関係機関と連携し行います。

(4) 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、その豊かな知識や経験、技能等を活かして、住民相互の支援活動を行うなど、地域を支える担い手として積極的に社会参画することを促進し、その活力を地域づくりに活かす取組を推進します。

また、高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。

(5) 世代間の相互理解と交流の促進

高齢者のコミュニティ・スクールでの活動など、世代間の相互理解と交流を促進することにより、子どもが高齢者を身近に感じる環境づくりを進め、優しさと思いやりの心を培っていきます。

障がい者問題

1 現状と課題

平成23年(2011年)に「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等が基本理念として規定されました。また、平成24年(2012年)に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置が図られました。

さらに、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など、行政機関及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置が図されました。

県においては、令和4年(2022年)に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が制定され、令和6年(2024年)に「やまぐち障害者いきいきプラン」が策定されました。

本町では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)の実現」を基本理念とする「上関町障がい者福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の充実に取り組んでいます。

しかしながら、日常生活はもとより、社会参加、働く場の確保など障がいのある人を取り巻く社会環境には、未ださまざまな障壁(バリア)があります。

また、障がいのある人に対する誤った認識や偏見・差別も依然として残っており、これらさまざまな障壁を取り除き(バリアフリー)、障がいのある人が地域の中で安心して暮らす権利を守ることが必要です。

障がいのある人は、特別の存在ではなく、障がいのない人と同じ自立した主体的存在です。地域で協働して支え合い、社会全体で、障がいのある人の自立を支援し、社会参加と生きがいづくりを一層進めていく必要があります。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「障がいのある人や障がいについて人々の理解が不足していること」と回答した人の割合が47.2%と最も高く、次いで「働く場や働くための支援が十分でないこと」（31.9%）となっています。

2 基本方針

障がい者差別は、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼします。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等の趣旨についての理解を、町民一人ひとりが深め、誰もが暮らしやすい社会をつくるための取組を推進します。

（1）障がいへの理解促進

さまざまな場や機会を活用し、障がいや障がいのある人に関する情報を提供し、町民の正しい理解と認識の普及を図ります。また、障がい者団体・ボランティア団体が実施する障がいへの理解促進事業や啓発事業を支援します。

（2）地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備

障がいのある人が希望する地域で、自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を推進するとともに、地域定着のための支援を行います。

また、障がいのある人が必要とする情報へのアクセシビリティの向上が図られるよう努めるとともに、障がいのある人が円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実に努めます。

（3）障がい者虐待防止と権利擁護の推進

町に設置した、障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報を行い、虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援を行います。また、成年後見制度利用支援事業の実施等に

より、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

(4) 自立と社会参加に向けた雇用・就労支援

就業面、生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動の充実を図り、障がいのある人への相談支援を実施し就労を促進するとともに、関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。

(5) 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

スポーツや文化芸術活動など障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図るとともに、スポーツや文化芸術活動を通じた障がいのある人とないとの交流機会の拡充に努めます。

また、障がいのある幼児・児童生徒がきめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばすことのできる体制の充実に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進します。

部落差別（同和問題）

1 現状と課題

昭和40年（1965年）に提出された同和対策審議会答申において、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識がなされました。

昭和44年（1969年）には「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後昭和57年（1982年）に「地域改善対策特別措置法」が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わりました。

昭和62年（1987年）には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されました。

特別措置法が平成14年（2002年）3月をもって失効し、特別対策の終了に伴い、他の地域と同様に必要とされる施策を一般対策として実施することとなりました。

近年、インターネット上における誹謗中傷・差別を助長する書き込みを行うなどの問題が明らかとなり、平成28年（2016年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、部落差別は許されないものであること、国や地方自治体の責務が明記されました。

同和問題は人権に関わる課題の一つとして捉え、町民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進し、「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち かみのせき」の実現をめざしていきます。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答した人の割合が29.2%と最も高く、「差別的言動をされること」（19.4%）、「身元調査をされること」（18.1%）が続いています。

2 基本方針

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）及び附帯決議を踏まえながら、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担の下、国及び県との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努め、また、町民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な教育・啓発の推進を図ります。

外 国 人 問 題

1 現状と課題

国際化の進展により訪日や日本で生活する外国人が増加傾向にあります。地域において外国人と接する機会が増えていますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人に対するさまざまな人権問題が生じています。

外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や特定の民族等の人々へ差別的な言動をするヘイトスピーチが社会的な問題となり、ヘイトスピーチの解消を目的として、平成28年（2016年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生社会の構築が求められています。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいくこと」と回答した人の割合が33.3%と最も高く、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいくこと（嫌がらせを受けること）」（26.4%）、「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」（16.7%）が続いています。

2 基本方針

山口県を始め、県内市町や関係機関等と連携し、多文化共生社会の実現に向けて施策を推進し、外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる地域づくりを進めることが重要と考え、多文化

共生の意識醸成と相互理解、地域における日本語教育、豊かに安心して暮らしつづけることができる地域づくりを促進します。

(1) 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

山口県を始め、県内市町や県国際交流協会等とも連携し、地域住民や企業等に対し、多文化共生の意識啓発を進めるとともに、偏見や差別意識を解消し、多様性を受け入れ共に生きていく「多文化共生」への理解を深める相互交流の場づくりを促進します。

(2) 地域における日本語教育の推進等

日本語教育の推進に関する法律の趣旨に鑑み、外国人が生活状況やライフステージに応じて必要な日本語能力を身に付け、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、県、市町、県国際交流協会の各主体が連携し、オンラインによる日本語教室を開催する等、地域における日本語教育を推進し、相手に配慮した分かりやすい日本語である「やさしい日本語」の普及啓発に努めます。

(3) 外国人にやさしいまちづくりの推進

外国人の人々が安心して来町、生活することができるよう、新たに作成する看板やチラシ、パンフレット等の外国語併記に努めます。

罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするとき、地域社会において、誤った認識や偏見が存在していることから、更生が妨げられたり、人権が損なわれることがあります。

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには周囲の人の理解と協力が必要であり、偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するため関係機関等と連携して啓発活動を推進します。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」と回答した人の割合が51.4%と最も高く、次いで「就職、職場で不利な扱いを受けること」（29.2%）となっています。

2 基本方針

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、その社会復帰に向けて関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めます。

犯罪被害者と家族の問題

1 現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、犯罪等により、「生命を奪われる」「家族を失う」「傷害を負わされる」「財産を奪われる」といった直接的被害だけでなく、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合もあります。また、捜査や裁判の過程で精神的苦痛や時間的負担を感じたり、さらにはインターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の棄損、報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穏の侵害等から深刻なストレスを受けるなど、被害後に生じるさまざまな二次的被害を受けて、苦しんでいます。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成16年（2004年）に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的な施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、令和3年（2021年）には「第4次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

こうした中、依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化するDVやストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSの普及による誤った情報の拡散など、新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、県においては、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを一層推進していくため、令和3年（2021年）に「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同年10月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定されました。

犯罪被害者等が受けている被害の現状等について町民や事業者等の理解を深め

るとともに、犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や関係団体との連携・協力を図り、教育・啓発活動の推進に努める必要があります。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」と回答した人の割合が38.9%と最も高く、「警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと」（36.1%）、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」、「事件のことについて、周囲にうわさ話をされること」（33.3%）が続いています。

2 基本方針

犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や民間団体等が連携し、官民一体となって啓発活動に努めます。また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会をめざします。

環 境 問 題

1 現状と課題

地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共に存する社会が求められている中、町民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい知識と認識を深めが必要となってきています。

県においては、平成7年(1995年)に「山口県環境基本条例」が制定され、平成10年(1998年)に「山口県環境基本計画」(令和3年(2021年)改定)が策定されました。

近年の地球温暖化を主な原因とした気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、さまざまな問題が地球規模で顕在化しています。

こうした環境を巡る新たな課題に的確に対応しながら、環境・経済・社会が調和する持続可能な社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

2 基本方針

かけがえのない地球の環境を守り、お互いの生命と生活を守るために、町民一人ひとりが環境問題について正しい理解と認識を深め、豊かな上関町の自然環境を保全するとともに、持続可能で地球にやさしい環境施策の展開を図ります。

インターネットにおける問題

1 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページやSNSに個人や集団を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、被害者救済の観点から、平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上の情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

さらに、令和3年（2021年）に同法を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行い、令和6年（2024年）には、法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改め、大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し、対応の迅速化と運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行いました。

また、令和4年（2022年）には、インターネット上の誹謗・中傷が特に社会問題となっていることを契機として、実態への対処及び抑止対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げを行いました。

一方、プロバイダ業界においても、平成14年（2002年）の「プロバイダ責任制限法」の施行に併せて、削除要請の手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、平成19年（2007年）には、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネット

「利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくこととなり、平成30年（2018年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られました。

2 基本方針

（1）適正なインターネット利用の促進

インターネット上での人権侵害行為に対しては、関係機関等との連携を図りながら適切に対応（相談体制の充実、ネットを悪用した差別に対する削除要請等）していくとともに、町民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットや電子メールなどの活用ができるよう啓発活動を推進します。

また、誹謗中傷に関する幅広い相談に対しては、山口地方法務局や総務省の違法・有害情報相談センター等と連携し、適切に対応するほか、情報流通プラットフォーム対処法に基づく国の取組を注視しながら、的確な情報提供などの支援に努めます。

（2）情報モラル教育の推進

学校において、1人1台タブレット端末等やスマートフォンの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、情報社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

また、保護者に対して、児童生徒が使用するパソコンやスマートフォンにおけるフィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作り等、児童生徒の心身の成長の過程に応じたインターネットやSNS等の利用の適切な管理に

についての普及啓発に努めます。

(3) 人権を侵害するおそれのある書き込みへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を棄損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応します。

プライバシーの保護

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成15年（2003年）に「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

県においても、令和3年（2021年）の法改正により、法が直接適用されることとなり、令和4年（2022年）に、法の施行について必要な事項を定めるため「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定されました。

本町では、この法律の施行にあわせて、平成17年（2005年）に「上関町個人情報保護条例」を施行して個人情報の保護を図ってきました。

その後、法律の改正に伴い、令和4年（2022年）に当該条例を廃止し、新たに「上関町個人情報保護法施行条例」を施行して引き続き個人情報の保護を図っています。

最も身近で重大な課題として情報の管理や秘密の厳守、個人情報の保護に関する啓発を推進します。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データー等を盗用・横流し・流出（紛失）すること」と回答した人の割合が55.6%と最も高く、「知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」（40.3%）、「インターネットを介して大量の個人情報が流出する事件が多発していること」（31.9%）、「自分や家族のことについて、他人に言いふらされること」（26.4%）が続いています。

拉致問題

1 現状と課題

現在、政府に認定されている北朝鮮による日本人拉致被害者は17人となっています。

北朝鮮は平成14年（2002年）9月に日本人拉致を認め、一部の被害者は帰国することができましたが、他の被害者については未だに北朝鮮から納得のいく説明はなく、拉致問題の早期解決が強く望まれています。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

2 基本方針

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国や県、市町、関係機関と密接に連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ります。

なお、啓発に当たっては在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせや差別などの二次的被害が生じないよう配慮します。

インフォームド・コンセントの推進

1 現状と課題

誰もが安心して良質な医療を受け、心身ともに健康で生活していくことは、最も基本的な権利です。そのために、患者が自分の病気と医療行為について十分な説明を受け、納得して自分で治療法を選ぶというインフォームド・コンセントが一層推進され、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療が確保されるよう環境の整備が必要です。

特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、これまでに受けた医療機関の対応について、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」と回答した人の割合が51.4%、説明が十分でないと感じている人（「本人又は家族への説明がやや不十分であった」+「本人又は家族への説明に対して不満を感じた」+「特に説明を受けたことはない」）と回答した人の割合が32.0%となっています。

2 基本方針

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や町民への啓発に努めます。

感 染 症 の 問 題

1 現状と課題

H I V感染やA I D S（後天性免疫不全症候群）、O 1 5 7などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者を始め、感染経路として疑われた関係者等に対する偏見や差別が存在しています。

近年では、令和元年(2019年)末ごろから世界的に流行した新型コロナウイルス感染症についても、感染した人やその家族、また、医療従事者に対する誹謗中傷や不当な取扱いが発生したりするなど新たな差別行為が発生しています。

平成11年(1999年)に感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

令和3年(2021年)には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行されました。

これらも踏まえ、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭において、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進していきます。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「治療や入院を断られること」と回答した人の割合が38.9%と最も高く、「差別的な言動をされること」(25.0%)、「就職、職場で不利な扱いを受けること」(18.1%)が続いています。

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭において総合的な施策を推進します。

(1) H I V感染者やA I D S患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発の推進

治療法の進歩によりH I V感染者の予後が改善され、感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりA I D Sの発症や他者への感染を防ぐことができるとともに、H I Vに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

しかし、現状は正確な情報が十分に伝わっているとは言えず、偏見や差別の意識を払拭していかなければなりません。

また、学校教育や世界エイズデーなどにおいて、H I V感染及びA I D Sに対する正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) O 1 5 7など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

とりわけ、新興感染症の発生・まん延時においては、患者等に対する差別的取扱いを防止するため、国や関係機関等と連携し、新興感染症についての情報収集や迅速かつ正確な情報発信等を通じて、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

ハンセン病問題

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」による慢性の感染症ですが、感染力はきわめて弱く、今ではたとえ発病しても有効な治療薬で完治します。

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、病気に対する誤った知識により、「怖い病気」として人々に定着し、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成21年(2009年)には、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名譽の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため新たに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

また、令和元年(2019年)に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。

法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

こうした法の趣旨に基づき、対象となるハンセン病元患者の家族の方々に、令和11年(2029年)11月21日まで補償金を支給しています。

ハンセン病の患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、町民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「差別的な言動をされること」と回答した人の割合が26.4%と最も高く、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」（25.0%）、「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと」（13.9%）が続いています。

2 基本方針

ハンセン病患者に対する偏見や差別の解消のため、「ハンセン病を正しく理解する週間」等の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進します。

性の多様性に関する問題

1 現状と課題

性的指向や性自認を理由として、偏見や差別、さらに性別の区分を前提とした社会生活上の制約を受けること等が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性別が「男性」と「女性」であることが普通という固定的な考えは、それに当てはまらないマイノリティ（少数者）の人たちに対する偏見、差別の原因となっていきます。多数だから「普通」、少数だから「特別」というわけではありません。

性のあり方には、大きく分けて「生物学的性」、「割り当てられた性」、「性的指向」、「性自認／ジェンダーアイデンティティ」、「性表現」の5つの要素があり、それぞれの組み合わせによって、多様な性が形作られています。

「L G B T」は、多様な性をあらわす言葉のうち、代表的な性的マイノリティの頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを総称する言葉としても使われています。

世界保健機関は、平成30年（2018年）6月に「国際疾病分類」を改定し、性同一性障害が「精神疾患」から外れることになり、「性の健康に関連する状態」という分類の中の項目となりました。これにより国際的には「性同一性障害」という概念が消滅し、障がいでも病気でもないと宣言されたことになります。また、令和5年（2023年）6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

県では、令和6年（2024年）に法的婚姻が認められていない同性カップルなどの日常生活の様々な場面で感じている生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して「山口県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。県内市町においても県の制度に

基づき、各種サービスを提供できるようになってきています。

性的マイノリティに対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

令和6年（2024年）に実施した「人権に関する意識調査」において、問題があると思われることについては、「LGBTQについて人びとの理解が不足していること」と回答した人の割合が40.3%と最も高く、「差別的な言動をされること」（22.2%）、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（20.8%）が続いている。

2 基本方針

（1）多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進

多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深め、偏見や差別の解消を目指した教育・啓発を推進します。

また、地域社会、職場、家庭、学校において、性的指向及び性自認について正しい理解を促します。

（2）安心して暮らせる環境づくり

性的マイノリティの人が自分らしく生きられるような制度の見直しや施策を推進します。

第6章 推進体制

1 推進体制の充実強化

(1) 上関町人権施策推進審議会（令和7年7月1日条例施行）

平成22年(2010年)に「上関町人権施策推進協議会」を設置し、人権施策を推進してきましたが、総合的な人権施策の推進に当たり、町民、団体、事業者等と行政がともに考え方行動していくために「上関町人権施策推進審議会」を令和7年(2025年)に設置しました。

(2) 上関町人権教育推進協議会（平成22年4月1日要綱施行）

人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、「上関町人権施策推進審議会」での意見や提言を尊重し、積極的な人権教育の推進に努めます。

(3) 上関町人権行政推進庁内連絡協議会（平成19年7月1日要綱施行）

人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織として設置したもので、多様な人権課題に対応するために総合行政として取り組むとともに、「上関町人権施策推進協議会」や「上関町人権教育推進協議会」との連携を密にし、積極的な人権教育や啓発の推進に努めます。

2 国・県及び関係機関等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県等の行政機関及び民間団体等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、山口地方法務局や周南人権擁護委員協議会とともに設立した「周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取組が期待されていることから、町は、

町民、企業、民間団体等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取組の支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

3 相談・支援体制の充実

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員等の資質の向上に取り組みます。

(1) 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決をめざし、国、県や人権擁護委員等と町の人権に関係する相談機関がネットワーク化を図り、連携強化に努めます。

(2) 相談機関の充実

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、相談機関の充実や活動内容の周知を図ります。

参考資料

1 用語解説

あ行

5つの要素

性のあり方には大きく分けて5つの要素があり、それぞれの組み合わせによって様々な性のあり方が形作られている。

生物学的性	生物学的に決定される性
割り当てられた性	出生時に外性器から判断される性
性的指向	愛や性愛の対象として魅力を感じる性
性自認／ジェンダー・アイデンティティ	自分がアイデンティティを持って いる性
性表現	他者にジェンダーとして表現する 性

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

インフォームド・コンセント

医療行為の過程で、医療従事者が、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うこと。

さ行

持続可能な開発目標(SDGs)

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない(No one will be left behind)」ことを誓っている。

持続可能な開発目標実施指針

日本が2030アジェンダを実施し、2030年までに日本の国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられている。

児童虐待

親などの保護者がその監護する児童に、暴力など児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢(ネグレクト)及び心理的虐待の4種類がある。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

女子差別撤廃条約

外務省による略称。女性差別撤廃条約と呼ばれることがある。

人権に関する意識調査

町民の人権に関する意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とするため、令和6年(2024年)1月、町内に居住する18歳以上の

200 人を無作為抽出法により実施したもの（有効回収数 72 件、有効回収率 36. 0%）。

新興感染症

最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症（国立感染症研究所）。

ストーカー

同一の者に対し、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行う人（ストーカー行為等の規制等に関する法律第 2 条）。

性同一性障害

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

世界人権宣言

本指針の P54 に掲載。

セクシュアルハラスメント

広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

な行

日本国憲法

本指針の P61 に基本的人権に関する条項を掲載。

認知症

アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

は行

バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが、日常生活や社会生活を営む上での様々な障壁（バリア）を取り除くこと。建物や移動経路の段差の解消など物理的なもののほか、心のバリアフリー、制度のバリアフリー、情報のバリアフリーなどがある。

パワーハラスメント

厚生労働省においては、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されている。

ハンセン病

「らい菌」に感染することで起こる感染症。「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。

ハンセン病を正しく理解する週間

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを週間としている。

「ビジネスと人権」に関する行動計画

今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入・促進への期待が表明されており、この行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へつながることが期待されている。

ビジネスと人権に関する指導原則

人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示したもの。

部落差別(同和問題)

国は、「部落差別は同和問題に関する差別」として人権教育・啓発白書等で使用している。

プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、国籍等を差別的な意図をもって
貶（おとし）める言動。

本邦外出身者

日本以外の国または地域の出身者のこと。

や行

ヤングケアラー

一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に
行っている 18 歳未満のこどもとされ、家庭内のデリケートな問題であること、
本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化
しにくい構造が問題となっている。

有害情報フィルタリングサービス

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを
利用する手助けをするサービス。

A

AIDS(エイズ:後天性免疫不全症候群)

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）によって引き起こされる病気の総称。H I V
に感染した人が、免疫の低下により厚生労働省が定めた 23 の合併症（日和見
感染症等）のいずれかを発症した状態。

D

DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略で、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）により、身体的な暴力だけでなく、心身へ有害な影響を及ぼす言動（精神的・経済的・性的・社会的なもの等）も暴力の対象とされている。

L

LGBT

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた総称。

L…レズビアン（女性同性愛者）

G…ゲイ（男性同性愛者）

B…バイセクシュアル（両性愛者）

T…トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）

O

O157

病原性大腸菌のうちの一つのタイプ。大腸菌の多くは無害だが、このO157は発症すると腹痛や下痢、血便をおこす。

S

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

2 関係法令等

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、國民

的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあることを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、

配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利. を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、

法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは、人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に

に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを

定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

上関町人権施策推進審議会条例

令和7年6月11日
条例第22号

(設置)

第1条 人権に関する施策の総合的な推進を図るため、上関町人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権に関する施策の基本方針に関すること。
- (2) 人権に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、人権に関する施策の推進に必要な事項について調査審議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 各種団体の構成員
- (2) 識見を有する者
- (3) 行政関係者・学校関係者
- (4) 前号までに掲げる者のほか、人権施策推進の上で、特に必要と認められる者

(任期)

第4号 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会長は、次に掲げるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問う方法（以下「書面会議」という。）をもって、会議に代えることができる。
 - (1) 緊急の必要があり審議会を招集するいとまがないとき。
 - (2) 災害その他の理由により、審議会を招集することが適当でないとき。
 - (3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。
 - 6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。
 - 7 会長は、書面会議を行ったときは、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。
- (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。
- (その他)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

上関町人権施策推進審議会委員名簿
(任期：令和7年9月1日～令和9年8月31日)

五十音順

氏 名	所 属 等	役 職
岩木 和美	柳井保護司会熊毛郡支部 代表 上関町人権教育推進協議会 会長	会 長
光壽 光夫	民生委員児童委員協議会 会長	
佐原 正文	人権擁護委員	
溪山 浩範	上関福祉社会 施設長 上関町教育委員	
外村 英次	部落解放同盟山口県連合会上関支部 支部長	
中原 渉	上関町保健福祉課長	
布田 晃一	人権擁護委員	
萩原 淳	上関町教育次長	
原田 康平	上関町社会福祉協議会 会長	副会長
山内 孝幸	上関町総務課長	

注) この名簿は、令和7年9月1日現在のものです。

上関町人権施策推進指針

～町民一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまち かみのせき～

発 行 令和8年（2026年）月

編集発行 山口県上関町役場総務課

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島 448 番地

電話 0820-62-0311（代表）

ファックス 0820-62-1600

メール soumugakari@town.kaminoseki.lg.jp

ホームページ <https://www.town.kaminoseki.lg.jp>